

平成20年度事業計画

基本方針

『郡山地域高度技術産業集積活性化計画（福島県 平成12年12月策定）』及び『ふくしま産業創出基本構想（事業環境整備構想）（福島県 平成17年8月策定）』で掲げる重点産業分野（「医療・福祉関連分野」、「新製造技術関連分野」「IT関連分野」「食品関連分野」「環境関連分野」）を中心に、「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」（以下「ものづくりインキュベーションセンター」という。）を核として、産学官の連携により、郡山地域テクノポリス圏域企業（以下「圏域企業」という。）の研究開発の促進、技術の高度化、新事業の創出育成等に向けた効果的な事業を積極的に展開してまいります。

重点事項

1 「ものづくりインキュベーションセンター」を核とした新事業創出・育成支援

「ものづくりインキュベーションセンター」を核に、日本大学工学部等との連携による総合的な支援体制の充実強化に努め、新事業の創出育成、新技術・新製品の開発促進を図ります。

2 産学連携による中核的人材の育成

圏域企業の高付加価値化、競争力強化に向けて、産学連携により基盤的製造技術の高度化を担う中核人材や、技術の産業化・事業化を担う技術経営人材などの育成を図るとともに、企業におけるIT化推進のためのリーダー人材の育成を図ります。また、地域産業に新たな活力を生み出す学生等起業家の育成を図ります。

3 アライアンスによる事業展開の促進

「郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成会議」（以下「アライアンス形成会議」という。）を核とした、日本大学工学部、福島大学、奥羽大学及び福島県ハイテクプラザ等による「医療福祉」「環境」「機能性材料」関連分野の研究会等の活動を通して、新技術・新製品の開発、新事業の創出を促進するとともに、各企業の固有技術（コア・コンピタンス）の「強み」を活かした企業連携による「共同受託製造サービス」の一層の促進を図ります。

また、ニーズの変化に対応した技術開発を支援するため、「半導体」関連分野の研究会の設置について検討を進めます。

【新事業創出育成事業】

研究開発型企業の資金円滑化を図るため債務保証事業を行うとともに、産業支援関係機関との情報交換の緊密化を図り、支援企業の掘り起こし・育成を行う。

また、新事業創出、起業化促進に向けてきめ細かな支援が行えるよう「ものづくりインキュベーションセンター」の適切な管理運営を行うとともに、大学等関係機関との支援体制の充実強化に向けた各種事業を実施する。

1. 債務保証事業

(1) 債務保証事業

圏域企業が高度技術や製品開発などのために必要な資金を借り入れる際に、その債務を保証する。

(2) 資金関係相談事業

補助金や融資、ファンドとのマッチングなど研究開発や起業化に当たって必要となる資金調達等に関する相談、指導を行うとともに、債務保証制度及び各種助成制度の周知を図る。

(3) 関係機関連絡会議

(財)日本立地センターをはじめ関係機関との連携を図るため、各種会議の開催、参加等を通じて、緊密な情報交換を行う。

(4) 審査委員会の開催

債務保証委託申込み事案に係る審査会を開催する。

2. 新事業創出支援施設管理運営事業

(1) 「ものづくりインキュベーションセンター」管理運営事業

適切な管理運営を通じて、新事業創出、起業化促進のための支援機能の充実強化を図るとともに、入居企業等に対し、産学官連携により、新事業創出のために必要な各種の支援を総合的に行う。

(2) 入居企業成果発表会の開催

「ものづくりインキュベーションセンター」入居企業の起業化、事業化を支援するため、研究成果を発表する機会を提供する。

(3) 普及啓蒙事業

債務保証制度や「ものづくりインキュベーションセンター」の活動内容等について、機関誌の発行等を通じて広報を図る。

【技術振興事業】

圏域企業の高付加価値化、競争力強化に向けて、新技術・新製品等の研究開発支援、人材育成支援等の各種事業を実施するとともに、企業の「強み」を生かした連携による高度なものづくりの促進のための各種事業を実施する。

1. 研修指導事業

(1) 産学連携技術者研修事業

① マイスターズ・カレッジ（産学連携製造技術人材育成事業）

製造業の技術力向上による高付加価値化を図るため、日本大学工学部等との産学連携により、基盤的製造技術の高度化を担う中核ものづくり人材の育成のための研修を実施する。

② 産学連携 IT 人材育成事業

（郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会と共催）

企業等における IT 化推進のリーダーとなる人材を育成するため、日本大学工学部等との産学連携による研修を実施する。

③ 技術高度化研修支援事業

圏域企業の技術力向上による取引拡大や技術経営の確立を図るため、新たに取り組む技術分野の修得を目的としたメーカー等への従業員派遣研修やMOT（技術経営）人材育成研修等に要する経費を助成する。（対象経費の3分の2以内、50万円を限度に助成。）

(2) 科学技術交流事業

① 研究会開催事業

日本大学工学部、福島大学、奥羽大学及び福島県ハイテクプラザ等との連携による研究会の開催

- イ) 環境保全・共生科学技術研究会
- ロ) 医療・福祉機器等関連新事業創出研究会
- ハ) 機能性材料・製造プロセス研究会
- ニ) その他

② IT 交流プラザ事業

（郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会との共催）

圏域企業やSOHO・個人等を対象に会員を募り情報交換等交流の場を設け、相互の連携を深めるとともに、圏域企業の IT の高度利用を促進するための各種セミナーや講演会を開催する。

③ 産学官交流会等開催事業

- イ) テクノポリス講演会・交流会の開催
- ロ) 関係機関による交流会・講演会への支援

(3) NUBIC（日本大学産官学連携知財センター）等との連携による技術情報提供事業

圏域企業の技術高度化、新事業創出の促進を図るため、NUBIC等との連携によるセミナーや定例相談会の開催等を通じて、大学の有する知的財産の企業への技術移転をはじめ、各種技術相談・指導、さらには共同研究の促進など、産学連携活動の円滑化を支援する。

2. 研究開発活動支援事業

(1) 研究開発助成事業

研究開発活動を行う圏域内の企業・企業グループなどに事業資金の一部を助成する。

① F/S（フィージビリティ・スタディ）支援事業

研究開発にあたって事前に行う実現可能性調査、企業化調査に要する経費の3分の2以内、100万円を限度に助成する。

② 研究開発助成事業

圏域企業等の研究開発案件に対して経費の3分の2以内、300万円を限度に助成する。

③ 研究開発委託事業

企業独自では研究開発が困難な高度な課題について、大学などに研究を委託する。

(2) 研究開発審査委員会

① 技術等審査委員会

研究開発助成申請に係る審査会を開催する。

(3) 研究開発コーディネーター事業

① 技術コーディネーターの設置

産学官連携や企業間連携の推進を図るための技術コーディネーターを設置する。

3. 普及啓蒙事業

(1) 普及啓蒙事業

① 広報活動

研究開発助成制度や各種事業の取組状況等について、機関誌の発行等を通じて広報を図る。

【地域技術起業化推進事業】

研究段階を終え起業化の可能性が高まった研究開発テーマについて起業化に向けた活動を支援・助成するとともに、アライアンスによる事業展開を促進するための各種事業を実施する。また、ユニバーサルデザインを取り入れたものづくりの普及啓発を図る事業を実施する。

1. 地域技術起業化支援事業

(1) 地域技術起業化支援事業

起業化の可能性が認められる地域技術の商品開発及びデザイン開発、起業化を推進する地域技術の需要及び販路開拓に関し、専門機関への委託やアドバイザーの派遣等を必要とする中小企業者、団体に対して支援する。

(2) 起業家育成支援事業

学生等の起業化意識の高揚を図るため、日本大学工学部等との産学連携によりセミナー等を開催する。

(3) ふくしま発製造業新連携推進事業

「アライアンス形成会議」を核とした圏域内の製造業者が連携し、市場優位性を確保するために、圏域企業及び他地域の販社やメーカー企業との事業連携を構築し、高度な研究開発、新しい受発注などの優れたプロジェクトの創出を図る。

① 「アライアンス形成会議」開催支援

- イ) 全体会議等の開催
- ロ) 研究開発部会の開催
- ハ) 受発注部会の開催

② 事業プロジェクトの創出支援

- イ) 研究開発事業プロジェクトの創出
- ロ) 共同受託製造サービスプロジェクトの創出

③ 進出企業との交流会等開催支援

郡山地域テクノポリス圏域に進出した企業と会員企業との交流会等を実施し、事業連携の促進を図る。

(4) 起業化研究会支援事業

複数の企業が研究会をつくり起業化のための研究を行う場合に活動経費を助成する。

(5) 新技術・新製品市場開拓支援事業

① 産業見本市等出展支援事業

新しい製品や技術・サービスを有する企業の情報発信・販路開拓・技術交流の場である産業見本市等に出展する圏域企業に対して支援を行う。(首都圏出展の場合：対象経費の3分の2以内、50万円を限度に助成。)

② 戦略的マーケティングプラン支援事業

市場調査やテストマーケティングの実施、販路コーディネーター、セールスステップアドバイザー等の活用等によりマーケティング戦略の立案を行う圏域企業に対して支援を行う。(対象経費の3分の2以内、100万円を限度に助成。)

(6) ソフト産業(支援型産業)起業化支援事業

① ユニバーサルデザインフェアの開催

地場産業の活性化へのデザインの果たす役割とものづくりにおけるデザインの重要性を広くPRし、デザイン業と他産業の一層の連携を促進する。

(7) 技術等審査委員会の開催

技術起業化支援助成申請に係る審査会を開催する。

(8) 普及啓蒙事業

起業化支援助成制度や各種事業の取組状況等について、機関誌の発行等を通じて広報を図る。

2. 地域技術起業化助成事業

技術シーズの活用方法や市場の不透明さ等により製品化・商品化に至っていない技術シーズを応用可能な段階まで熟成させ、新たな事業として展開できるよう、複数の中小企業者が共同で行う、又は団体が行う商品開発・デザイン開発・情報収集・能力開発等の事業に対して助成する。(対象経費の3分の2以内、500万円を限度に助成。)